

# 合併の基本的事項

Q 新市の誕生(合併)はいつですか?  
新市の名前は?

A 新市は平成17年2月5日に誕生(合併)、  
名前は「久留米市」になります。



Q 合併の方式はどうなるの?

A 法制度上は「編入合併」ですが、実質的な面では対等な立場の合併である  
「編入対等方式」(久留米広域方式)とします。

合併の方式は、法制度上、「新設合併」か「編入合併」どちらかを選択することになります。久留米広域合併の場合は、法制度上の方式は、「編入合併」となります。  
合併で重要なのは、それぞれの市・町が対等の立場でお互いを尊重しあいながら協議し、新地域が一体となって発展をめざす合併を実現することです。そこで、合併の条件など任意にその取扱いを決定できる事項については、対等な立場で協議しました。

Q 議員さんはどうなるの?

A 1市4町の議会議員は、全員が新市の議会議員として  
平成19年5月1日まで引き続き在任します。

Q 住所の書き方は?

A 田主丸町、北野町、城島町、三潯町の住所は、下記のような表記になります。  
また、久留米市の住所の表記は変わりません。

|       |                  |                |
|-------|------------------|----------------|
| 住所表記例 | 浮羽郡田主丸町大字田主丸〇〇番地 | 三井郡北野町大字中〇〇番地  |
|       | ↓                | ↓              |
|       | 久留米市田主丸町田主丸〇〇番地  | 久留米市北野町中〇〇番地   |
|       | ↓                | ↓              |
|       | 三潯郡城島町大字檜津〇〇番地   | 三潯郡三潯町大字玉満〇〇番地 |
|       | ↓                | ↓              |
|       | 久留米市城島町檜津〇〇番地    | 久留米市三潯町玉満〇〇番地  |

※田主丸町の□部分は、町の意向により合併までに調整します。

## ひとくちメモ

「現行どおり」とは?

「現行どおり」とは合併後も、各市町のサービスを継続するものです。それは、制度を統一したときの混乱を少しでも減らし、住民の方々に少しずつ新しいサービスになじんでいただくためです。

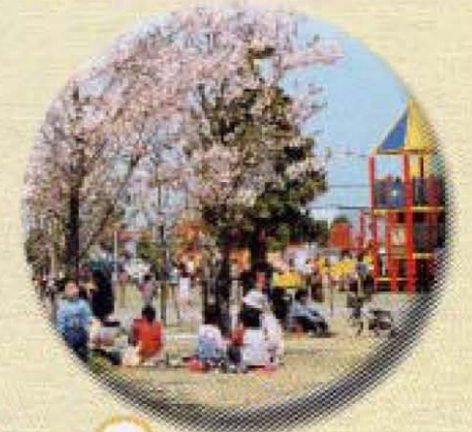
「当面」と「当分の間」とは?

当面……およそ合併後1~2年  
当分の間……合併後3年以上(新たな法や制度の変更・行財政運営の実態・地域の意向などが合意されていくまでの期間)

暮らし



都市基盤・生活基盤



合併したら  
私たちのまちや暮らしは  
どうなるの?



産業・雇用



中核都市機能



行財政経営